



平成27年2月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

きりちゃんが行く！釧路レポート第2弾「冬月荘」！



←勉強スペースの居間

↓ 外看板

「コミュニティハウス冬月荘」って？

NPO法人「地域生活支援ネットワークサロン」が運営する地域の「たまり場」。企業の元社員寮であった建物に、勉強をする寺子屋のようなスペースと広い調理場。見守りが必要な方の居住スペースがあります。



冬月荘を言葉や文字で表現するのは難しいです。冬月荘の最初の目的は、既存の制度では解決が難しいあらゆる地域課題の解決を目指して、分野に関わらず必要なひとは誰でも来ることができて、その力が循環するような新しい地域福祉拠点が必要だということからでした。そしてあらゆる地域課題として最初に持ち込まれたものが「生活保護世帯の子どもの学習支援」というニーズでした。こうした取り組みの中でも、冬月荘は全国でも先駆的な存在で、その活動が全国から注目されてきました。私もそのような説明をきき「それはとても意義のある重要なことだ」という何やら表面的な捕え方をしていました。

実際に現場に訪れて、同NPO法人の代表理事の高橋信也さんにお話を伺って感じたことは、勉強を教えるというツールを介して、大人たちも子供との距離の取り方やかかわり方を学び、子供たちも大人との接点を持ち、そして自分が年下の子に勉強を教えてかかわり合っていくという、コミュニケーションの実践の場であるということです。それは研修などで習うようなハウトウではなく、一緒に時間を過ごす中で培っていくものです。

冬月荘では、強制的に学習をさせる塾のようなものではなく、自習を行う程度にしているとのこと。興味深かったのは、専門家がやってきて勉強を教えようとしても子供たちは一筋縄で

はいかず、逆に子供たちから世の中はそんなに甘くないと「教えられて」帰っていくこともあるというエピソードです。

冬月荘では、誰が支援者で誰が被支援者という話ではなく、多様な事情をもつ人たちが勉強をしたり、教えたり、料理をつくったり、食事をしたり、ときにはただ時間を過ごすだけで自分の存在と他人の存在を認める土壌を作っています。

インターネットが発達し、インフラが充実している現代社会では、孤立化によって引き起こされる社会問題があります。子供も、学校の先生か親としか大人とかかわらない環境で閉塞感をもつこともあるでしょう。こうした社会問題への対策として、居場所づくりが推進されてきています。

冬月荘がしめすように、ハードの整備だけではなくソフトとなる人のかかわり方や目線、理念が熟成していく過程が現場では感じることができます。ハウトウは必要ですが、それだけでは継続できないという当たり前のことかもしれません。

私の最初にもっていた認識と、取材後の捕え方は明らかに変わりました。

ですから、この原稿も伝わっていないかもしれません。ぜひみなさま現地を訪れてみてください。

(報告者 番井菊世)

札幌青年司法書士会の取り組み

札幌司法書士会の若手会員による組織「札幌青年司法書士会」では、児童養護施設での法律教室を行っています。今回、その活動に参加している司法書士に報告をしてもらいました

児童養護施設での法律教室

高川 絵里

児童養護施設とは、児童福祉法に定められた施設の一つで、さまざまな事情により家族による養育が困難な子どもたちが生活しています。

札幌青年司法書士会では、札幌市内の児童養護施設で法律教室を開催しています。

主に小中学生を対象とした法律教室では、子どもたちに身近な問題を取り上げ、約束を守ること、ルールを守ること、ルールの意味などを大人と子どもが一緒に考えて考え、学びます。

また、児童養護施設は原則18歳で退所しなければならないため、社会へ出ていく準備として、主に高校生を対象とした法律教室も開催しています。今年の1月と2月に開催したこの高校生向け法律教室では、当会が作成したオリジナルの冊子「社会へ旅立つみなさんへ」を配布し、働くときのルールや家を借りるときの注意点、借金、若者が被害者または加害者となりやすい架空請求・振り込め詐欺など、社会へ出て生活していく上で気を付けてもらいたいこと・役に立ちそうなことを紹介し、給与と生活費を具体的にシミュレーションして家計表を作成しながら家計管理を学びました。社会へ出て何か困ったことがあったときに、一人で抱え込まず、少し立ち止まって考えたり、どこかに相談してみるなど、この法律教室が対応の選択肢を増やす機会となれば幸いです。

今後も施設の方々のご意見を伺いながら、より良い内容となるよう活動してまいります。

アンケートのお願い

きりばたけ通信もはや29号、次回は30号を迎えることになりました。マンネリ化していないか、わかりやすく伝えられているかと毎回逡巡しながら発行しております。今回はアンケートを同封させていただきました。お時間のある方はぜひご意見・ご感想をお寄せいただきたくお願いいたします。

編集後記

今回は若者へのアプローチがテーマになりました。私も先日道内の高校でこれから高校を卒業するみなさんに、「スマホやケータイの賢い使い方、危ない使い方」というテーマでお話をさせていただきました。悪ふざけの投稿が将来を左右するようなおおごとに、スマホでつつい過剰な消費、悪質な詐欺サイトのワナ、悪質な詐欺サイト業者でうっかりバイトをして加害者になるケース、なんでもダウンロードをしているととんでもないことに・・・、IDの通りの危険、ネット依存、車の運転と携帯電話などなど、伝えたいことが山のようにあります。しかし、悪い事例を紹介するのは自分自身の反省話も含めてオトナの話しも盛りだくさんです。複雑化する現代社会。「教室」という箱の中、伝えていくつもりが跳ね返ってきます。世の中そんなに甘くない、ひとりひとりの人間も甘くないのですね。(K. T)

司法書士会からの おしらせ

札幌司法書士会では、女性のための女性司法書士による相談センターを設置しております。ぜひご利用下さい

電話相談ダイヤル 011-522-5625

受付時間 月・水・金 12時～15時
火・木 16時～19時

面談相談予約ダイヤル 011-272-9035

予約受付 月～金 9時～17時
面談日時は毎週木曜日 17時/18時/19時
(お1人様1時間)